



2021年3月9日

## 各 位

会 社 名	J ト ラ ス ト 株 式 会 社
代表者の役職名 (コード番号)	代表取締役社長 8 5 0 8 )
(上場取引所	東京証券取引所 市場第2部)
問い合わせ先	執 行 役 員 常 陸 泰 司
電 話 番 号	0 3 - 4 3 3 0 - 9 1 0 0

(開示事項の経過) 当社のGroup Lease PCLに対する現状の認識について

当社は、Group Lease PCL（以下、「G L」といいます。）への対応につきまして、これまで継続して開示を行ってきているところですが、以下の進展がありましたので、お知らせいたします。

## 記

### 1. これまでの経緯

2017年10月、タイ証券取引委員会は、当時G Lの最高経営責任者であった此下益司氏（以下、「此下氏」といいます。）を、詐欺行為を行い、業績を過大計上するためにタイ国外の複数の関連会社を通じた隠蔽取引を行うことによって、資産を横領し、また、会計記録を偽造したとして、刑事告発いたしました。さらに、タイ証券取引委員会は、G Lに対して、過去の財務書類を訂正するよう要求いたしました。このため、此下氏は、タイ特別捜査局などのタイ当局の捜査の対象となっております。

JTRUST ASIA PTE. LTD.（以下、「J トラストアジア」といいます。）としては、G Lへの投資の前提となつた同社の財務諸表を粉飾して、J トラストアジアを誤解させ、G Lに投資させたこと等を理由として、当該投資資金の回収を図るべく訴訟活動を行っております。

### 2. タイにおける訴訟の進展

G Lは、J トラストアジアがG Lに対して行った会社更生の申立て等が不当、違法であるとして、J トラストアジアに対し、G Lが被った損害880百万タイバーツ（約31億円 1タイバーツ=3.5円にて換算）の賠償を求める訴訟（以下、「本件訴訟」といいます。）を提起しております。

J トラストアジアは、かかる請求には理由がないとしてG Lの請求を争っていましたが、2020年3月5日付及び2020年4月16日付の当社適時開示『(開示事項の経過) 当社のGroup Lease PCLに対する現状の認識について』でお知らせしておりますとおり、タイ民事裁判所は、J トラストアジアに対して、685百万タイバーツ（約24億円）及び訴訟費用をG Lに支払うよう命じる第一審判決を下したため、J トラストアジアは、当該判決を不服として控訴裁判所に控訴を行っておりました。

本日、本件訴訟に関する控訴審判決の言渡しがあり、控訴裁判所は、J トラストアジアによる権利行使は適法であるとして、原審判決を取り消しG Lの請求を棄却するとともに、G Lに対して、訴訟費用及び弁護士費用として700,000タイバーツ（約2.5百万円）をJ トラストアジアに支払うよう命じる判決を下しました。

今後、更なる進展があり次第、改めて開示させていただく予定です。

以 上